

海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令を次のように定める。

昭和35年9月24日

防衛庁長官 江崎真澄

海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令

(目的)

第1条 この訓令は、海上自衛隊の使用する船舶の区分、分類、種別及び記号（以下「区分等」という。）並びに建造番号、番号及び名称（以下「名称等」という。）を付与する標準を定めることを目的とする。

(船舶の区分等)

第2条 海上自衛隊の使用する船舶を自衛艦と支援船とに区分し、その分類、種別及び記号は、別表第1のとおりとする。

(船舶の名称等)

第3条 自衛艦の名称等を付与する標準は、別表第2のとおりとする。

2 支援船の名称等を付与する標準は、別表第3のとおりとする。

第4条 自衛艦の種別及び記号の決定並びに建造番号の付与は、自衛艦の製造に当たり要求性能決定のときに、番号及び名称の付与は、当該自衛艦が進水するときに、それぞれ防衛大臣が行うものとする。

2 支援船の種別及び記号の決定並びに建造番号の付与は、支援船の製造に当たり要求性能の決定のときに、番号及び名称の付与は、当該支援船が進水するときに、それぞれ海上幕僚長（以下「幕僚長」という。）が行なうものとする。

第5条 新造船隻以外の船舶で、新たに海上自衛隊の所属となったものの種別及び記号の決定並びに番号及び名称の付与は、これを取得したときに、自衛艦については防衛大臣が、支援船については幕僚長がそれぞれ行うものとする。

(名称の継続使用)

第6条 自衛艦又は支援船が、その区分又は種別を変更した場合においては、第3条の規定にかかわらず従前の名称（種別又は船型に番号を付して名称とするものを除く。）を使用することができる。

第7条 幕僚長は、第4条から前条までの規定に基づき、支援船の種別及び記号を定めたとき、又は名称等を付与したときは、遅滞なく防衛大臣に報告するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和35年10月1日から施行する。
- 2 海上自衛隊の使用する船舶の種別、記号、番号及び名称を定める標準に関する訓令（昭和29年海上自衛隊訓令第1号。以下「旧訓令」という。）は、廃止する。
- 3 この訓令の施行の際、旧訓令により付与されている船舶の名称は、この訓令の相当規定に基づき付与されたものとみなす。

附 則（昭和37年12月21日海上自衛隊訓令第28号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則（昭和40年1月28日海上自衛隊訓令第6号）

この訓令は、昭和40年1月28日から施行する。

附 則（昭和43年3月14日海上自衛隊訓令第8号）

この訓令は、昭和43年3月16日から施行する。

附 則（昭和44年4月23日海上自衛隊訓令第7号）

この訓令は、昭和44年4月23日から施行する。

附 則（昭和45年4月17日海上自衛隊訓令第17号）

この訓令は、昭和45年4月17日から施行する。

附 則（昭和46年4月1日海上自衛隊訓令第13号揚陸隊の編制に関する訓令の一部を改正する訓令附則第6項）（抄）

- 1 この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月23日海上自衛隊訓令第22号海上自衛隊の使用する艦船等の塗粧及び着標に関する訓令等の一部を改正する訓令第2条）

この訓令は、昭和48年4月23日から施行する。

附 則（昭和49年3月8日海上自衛隊訓令第7号）

この訓令は、昭和49年3月30日から施行する。

附 則（昭和49年9月26日海上自衛隊訓令第41号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第3条）

この訓令は、昭和49年9月30日から施行する。

附 則（昭和51年5月10日海上自衛隊訓令第13号海上幕僚監部の内部組織に関する訓令等の一部を改正する訓令第2条）

この訓令は、昭和51年5月11日から施行する。

附 則（昭和52年1月12日海上自衛隊訓令第1号）

この訓令は、昭和52年1月12日から施行する。

附 則（昭和52年4月16日海上自衛隊訓令第8号海上自衛隊の使用する艦船等の塗粧及び着標に関する訓令等の一部を改正する訓令第2条）

この訓令は、昭和52年4月18日から施行する。

附 則（昭和52年9月16日海上自衛隊訓令第15号）

この訓令は、昭和52年9月16日から施行する。ただし、別表第1（自衛艦）の表及

び別表第2の改正規定中ASMに係る部分は、昭和53年3月20日から施行する。

附 則（昭和53年4月5日海上自衛隊訓令第11号海上自衛隊幹部候補生学校の組織に関する訓令等の一部を改正する訓令第3条）

この訓令は、昭和53年4月5日から施行する。

附 則（昭和54年4月4日海上自衛隊訓令第11号通信隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第4条）

この訓令は、昭和54年4月4日から施行する。

附 則（昭和54年6月29日海上自衛隊訓令第14号海上幕僚監部の内部組織に関する訓令等の一部を改正する訓令第2条）（抄）

この訓令は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則（昭和56年6月15日海上自衛隊訓令第30号）

この訓令は、昭和56年6月15日から施行する。

附 則（昭和61年3月17日海上自衛隊訓令第10号）（抄）

1 この訓令は、昭和61年3月27日から施行する。

附 則（昭和61年4月5日海上自衛隊訓令第17号）

この訓令は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則（昭和62年5月21日海上自衛隊訓令第17号）（抄）

1 この訓令は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則（平成元年3月1日海上自衛隊訓令第4号）

この訓令は、平成元年3月24日から施行する。

附 則（平成元年5月29日海上自衛隊訓令第29号）

この訓令は、平成元年5月29日から施行する。

附 則（平成2年2月23日海上自衛隊訓令第3号海上自衛隊の使用する艦船等の塗粧及び着標に関する訓令等の一部を改正する訓令第2条）（抄）

この訓令は、平成2年3月23日から施行する。

附 則（平成2年6月8日海上自衛隊訓令第12号）

この訓令は、平成2年6月8日から施行する。

附 則（平成6年9月30日防衛庁訓令第49号船舶の造修等に関する訓令等の一部を改正する訓令第3条）

この訓令は、平成6年10月14日から施行する。

附 則（平成8年11月28日海上自衛隊訓令第17号）

この訓令は、平成8年11月29日から施行する。

附 則（平成9年4月1日海上自衛隊訓令第19号）

この訓令中、第1条の規定は平成9年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から施行する。

附 則（平成10年2月27日防衛庁訓令第4号船舶の造修等に関する訓令等の一

部を改正する訓令第3条)

この訓令は、平成10年3月23日から施行する。

附 則 (平成10年4月9日海上自衛隊訓令第15号)

この訓令は、平成10年4月9日から施行する。

附 則 (平成10年12月25日防衛庁訓令第49号船舶の造修等に関する訓令等の一部を改正する訓令第4条)

この訓令は、平成11年1月14日から施行する。

附 則 (平成11年3月29日海上自衛隊訓令第14号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月3日海上自衛隊訓令第6号練習潜水隊の編制に関する訓令の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第6条)

1 この訓令は、平成12年3月9日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に存する潜水艦から種別を変更した特務艦に関するこの訓令による改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年3月29日海上自衛隊訓令第45号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月5日海上自衛隊訓令第31号)

この訓令は、平成16年4月8日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日防衛庁訓令第1号防衛庁の省移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第76条) (抄)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成19年11月5日海上自衛隊訓令第20号)

この訓令は、平成19年11月5日から施行する。

附 則 (平成25年4月10日海上自衛隊訓令第11号)

この訓令は、平成25年4月12日から施行する。

附 則 (平成30年2月28日防衛省訓令第5号船舶の造修等に関する訓令等の一部を改正する訓令第4条)

この訓令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 省略

(2) 第1条、第4条、第8条及び第9条の規定 平成30年3月20日

(3) 省略

附 則 (平成30年3月30日防衛省訓令第26号防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令第30条) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

海上自衛隊の使用する船舶の区分等

（自衛艦）

分 類		種 別	記 号
大分類	中分類		
警 備 艦	機動艦艇	護 衛 艦	DD、DE、FFM
		潜 水 艦	SS
	機雷艦艇	掃 海 艦	MSO
		掃 海 艇	MSC
		掃海管制艇	MCL
		掃海母艦	MST
	哨戒艦艇	ミ サ イ ル 艇	PG
	輸送艦艇	輸 送 艦	LST
		輸 送 艇	LCU
		エアクッション艇	LCAC
	補 助 艦	補助艦艇	練 習 艦
練 習 潜 水 艦			TSS
訓 練 支 援 艦			ATS
多用途支援艦			AMS
海 洋 観 測 艦			AGS
音 響 測 定 艦			AOS
砕 氷 艦			AGB
敷 設 艦			ARC
潜 水 艦 救 難 艦			ASR
試 験 艦			ASE
補 給 艦			AOE
特 務 艇			ASY

（支援船）

分 類	種 別	記 号

第 1 種	え い 船	Y T
	水 船	Y W
	油 船	Y O、Y G
	廃 油 船	Y B
	運 貨 船	Y L
	起 重 機 船	Y C
	交 通 船	Y F
	消 防 船	Y E
	設 標 ・ 救 難 船	Y R
	設 標 船	Y V
	清 掃 船	Y S
	作 業 船	Y D
	第 2 種	水 中 処 分 母 船
練 習 船		Y T E
敷 設 船		Y A L
特 務 船		Y A S
第 3 種	機 動 船	B
	カ ッ タ ー	C
	伝 馬 船	T
	ヨ ッ ト	Y
第 4 種	保 管 船	Y A C
第 5 種	特 別 機 動 船	S B

別表第2（第3条関係）

自衛艦の名称等を付与する標準

種 別	記 号	建造番号	番 号	名 称
護 衛 艦	DD	1601から	101から	天象・気象、山岳、河川、 地方の名
	DE	1201から	201から	
	FFM	1301から	1から	
潜 水 艦	SS	8001から	501から	海象、水中動物の名、ずい 祥動物の名
掃 海 艦	MSO	201から	301から	島の名、海峡（水道・瀬 戸を含む。）の名、種別 に番号を付したのもの
掃 海 艇	MSC	301から	601から	
掃海管制艇	MCL		721から	
掃海母艦	MST	462から	461から	
ミサイル艇	PG	821から	821から	鳥の名、木の名、草の名、 種別に番号を付したのもの
輸 送 艦	LST	4101から	4001から	半島（岬を含む。）の名、 種別に番号を付したのもの
輸 送 艇	LCU	2001から	2001から	
エアクッション艇	LCAC		2101から	
練 習 艦	TV	3501から	3501から	名所旧跡の名、種別又は 船型に番号を付したのもの
練習潜水艦	TSS		3601から	
訓練支援艦	ATS	4201から	4201から	
多用途支援艦	AMS	4301から	4301から	
海洋観測艦	AGS	5101から	5101から	
音響測定艦	AOS	5201から	5201から	
砕 氷 艦	AGB	5001から	5001から	
敷 設 艦	ARC	1001から	481から	
潜水艦救難艦	ASR	1101から	401から	
試 験 艦	ASE	6101から	6101から	
補 給 艦	AOE	4011から	421から	
特 務 艇	ASY	91から	91から	

(注) この表の名称欄に掲げる名称は、当該名称にちなむもの又は準ずるものを含むものとする。

別表第3（第3条関係）

支援船の名称等を付与する標準

分類	種別	記号	建造番号・番号	名称
第1種	えい船	YT	01から	種別に番号を付したのもの
	水船	YW	有機力船は01から	同上
			無機力船は101から	
	油船	YO	有機力船は01から	同上
			無機力船は101から	
		YG	201から	
	廃油船	YB	有機力船は01から	同上
			無機力船は101から	
	運貨船	YL	有機力船は01から	同上
			無機力船は101から	
	起重機船	YC	有機力船は01から	同上
			無機力船は101から	
	交通船	YF	内火艇は1001から	同上
			内火ランチは2001から	
消防船	YE	01から	同上	
設標・救難船	YR	01から	同上	
設標船	YV	01から	同上	
清掃船	YS	01から	同上	
作業船	YD	01から	同上	
第2種	水中処分母船	YDT	01から	同上
	練習船	YTE	01から	同上
	敷設船	YAL	01から	同上
	特務船	YAS	01から	同上
第3種	機動船	B	4001から	同上
	カッター	C	5001から	同上
	伝馬船	T	6001から	同上
	ヨット	Y	7001から	同上
第4種	保管船	YAC	01から	同上
第5種	特別機動船	SB	01から	同上